

元気な農林水産業の育成について

(1) 農林水産物の販路拡大に向けた支援

《農林水産省》

提案・要望

1 ミラノ国際博覧会を契機とした海外展開への支援

- フグをはじめとした農林水産物・加工品の規制見直し等輸出環境の整備
- 国別・品目別輸出戦略推進等の支援充実
 - ・ 海外情報の収集・提供、国内外における商談会の開催、販売促進活動などに対する国支援策の強化

2 6次産業化・農商工連携の円滑な推進

- 平成28年度「6次産業化ネットワーク活動交付金」予算の確保
- 効果的な事業展開を図るための交付金制度の充実
 - ・ 県産農林水産物の活用など地方創生に資する事業展開に向けた国庫補助率の特例措置創設、交付対象の拡大

現状

- ◇ミラノ国際博覧会において、フグの輸入規制に対する「万博特例」が認められ、本県の魅力発信が可能となった。
- ◇農産物・畜産物・水産物の輸出に際して輸出先や品目により各種規制が存在しており、台湾においてはこのたび輸入規制が強化
- ◇海外情報の収集や関係企業等の貿易実務の習得、商談会開催などは、ジェットロ等の専門機関のサポートを活用
- 本県では、全国に先駆け6次産業化と農商工連携の取組を一体的に推進
- 相談から商品開発・販路開拓まで切れ目なく支援する体制を整備
- 国事業に加え、県独自の支援制度を新たに創設

- ・6次産業化の計画認定件数： 22件(H23年～H26年度)
- ・農商工連携の計画認定件数： 6件(H20年～H26年度)

課題・問題点

- ◇フグ食の安全維持に関する国レベルの制度の構築や農林水産物の輸出に関する規制の見直しなど、輸出環境の整備が必要
- ◇海外情報の収集・提供や商談会開催、販売促進活動等に対する国の支援策の強化が必要
- 平成28年度の事業展開を図っていく上で、「6次産業化ネットワーク活動交付金」の本県に係る国費所要額確保は不可欠
- 資金力が乏しい中山間地域等の農林漁業者にとって、国庫補助率引き下げによる事業展開への影響が懸念
- 地方創生を進めていく上においても、県産農林水産物を活用した新商品開発の促進や中山間地域への配慮などが必要
- 新商品開発と一体的に行う既存商品の生産拡大に係る施設整備や販路開拓活動が、交付対象として認められておらず、効果的な事業展開が困難

農林水産物の販路拡大に向けた支援

「ぶちうま売込隊」による売込み・販路拡大

県内

地産・地消の
着実な推進



大都市圏

首都圏、関西圏の
量販店、飲食店等
における販路拡大



海外

ミラノ国際博覧会への出展



輸出に関する規制の見直し ①
※台湾における輸入規制の撤廃など
輸出促進のための国支援策 ②

6次産業化・農商工連携

総合相談窓口の設置H26

商品価値の向上

県産農林水産物の活用

新商品開発の加速化

農林漁業者の所得向上
中山間地域等での雇用創出

ぶちうま!
やまぐち

③

④

国・県独自の支援(商品開発・施設整備・販路開拓等)

要望①:フグをはじめとした農林水産物・加工品の
規制見直し等輸出環境の整備
要望②:国別・品目別輸出戦略推進等の支援
充実

要望③:平成28年度「6次産業化ネットワーク
活動交付金」予算の確保
要望④:効果的な事業展開を図るための
交付金制度の充実

元気な農林水産業の育成について

(2) 担い手支援日本一の実現 集落営農法人 連合体の形成支援

〔内閣官房／農林水産省〕

提案・要望

集落営農法人を核とした所得確保による定住促進

- 集落営農法人連合体の設立
 - ・コーディネーター確保による設立促進
 - ・連合体への国庫補助の優先採択、補助対象拡大等
- 経営多角化・多業化等の推進
 - ・複合化、多角化(6次化)の促進
 - ・多業化促進 多業化に向けた農事組合法人の事業要件緩和
- 集落営農法人等に対する経営支援の充実
 - ・集落営農法人への新規就業者確保
 - ・農業経営全体に対するセーフティネット充実
 - ・飼料米等に係る経営所得安定対策の予算確保

現状

- 積極的な推進による集落営農法人の拡大
 - ・H17：16 →H21：93 →現在：225 →(H29：320)
 - ・法人形態：農事組合法人(農協法)が最多(91%)
 - ・構成員高齢化(70.3歳 全国2位)、中山間地域が多く小規模
- 農地中間管理機構による農地集積の促進
 - ・機構の転貸面積 H26：704ha (中四国1位、全国9位)



◎新規就業者の育成・定着に向けた 県独自の「担い手支援日本一」開始

定着支援給
付金(法人就業
2年→5年)

受入体制整
備(施設・住宅)

技術指導体
制強化

◎「6次産業化・農商工連携の取組強化」

課題・問題点

- 米価下落、TPP等
(厳しさを増す経営環境)
- 若者の田園回帰

新規就業者の定住に向け
法人所得の増大

仕事を増やし、所得を確保する受け皿対策が重要
(主たる従事者1人当たり500万円)

集落営農法人連合体 の育成

- 集落営農法人連合体とは
個別の集落営農法人を活かしながら集落を維持するとともに
複数の集落営農法人等で出資し設立(合同会社、事業協同組合等)
- 効果 小規模法人が単独でできない新事業展開や雇用創出
 - ・多角化・多業化等による法人所得の拡大
 - ・新規就業者の安定受入、所得確保(通年雇用)
 - ・多様な人材、機械・施設の有効利用、農地集積の加速化
- タイプ 地域内連携型(旧村単位等) 広域連携型(市町域超)

集落営農法人連合体の設立と経営発展の促進

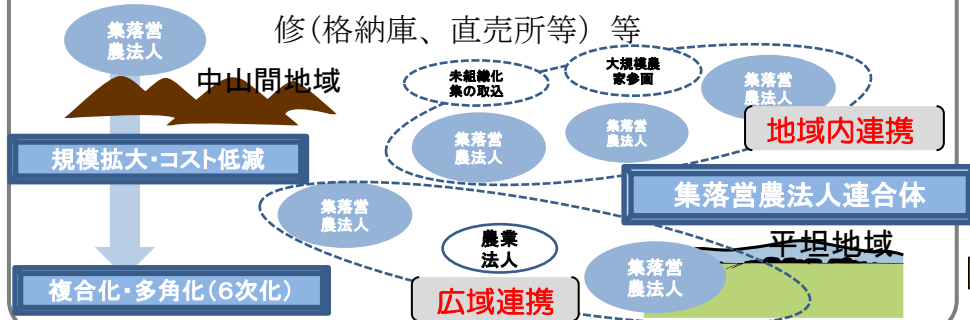
集落営農法人連合体の設立

○コーディネーター確保による設立促進

- ・ 県域コーディネート組織の設置
- ・ 各地域の集落営農法人連携協議会と一体となった推進
- ・ ICTによる効率的な農作業管理システムの導入

○連合体への国庫補助優先採択、補助対象拡大等

- ・ 経営体育成支援事業等の優先採択（ポイントアップ）
- ・ 補助対象拡大：大型コンバイン、輸送トラック、既存施設改修（格納庫、直売所等）等



経営多角化・多業化等の推進

○複合化、多角化(6次化)の促進

- ・ 中山間地域で取り組む6次産業化（補助率3/10→1/2）
- ・ 中山間地域で整備する機械等（補助率3/10→1/2）

○多業化促進 多業化に向けた農事組合法人の事業要件緩和

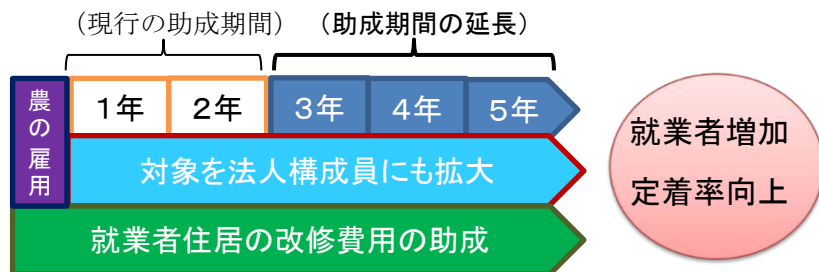
- ・ 中山間地域において以下の事業が可能となる措置
地域の生活サービス事業〔販売（食料品、生活用品）、森林作業、簡易な防災工事、高齢者移送等〕



集落営農法人等に対する経営支援の充実

○集落営農法人への新規就業者確保

- ・ 「農の雇用事業」の助成期間延長及び対象要件の緩和
- ・ 就業者住居確保のための改修費用の助成



○農業経営全体に対するセーフティネット充実

品種銘柄	価格	米価下落(対前年)
コシヒカリ	12,753円/60kg	87%
ひとめぼれ	11,944円/60kg	85%

○飼料用米等に係る経営所得安定対策の予算確保

種類	契約見込数量(面積)	作付拡大(対前年)
飼料用米	2,829t (561ha)	210%
加工用米	4,683t (929ha)	137%

法人からの所得確保による新規就業者の定住促進

元気な農林水産業の育成について

(2) 担い手支援日本一の実現 新規漁業就業者対策

《水産庁》

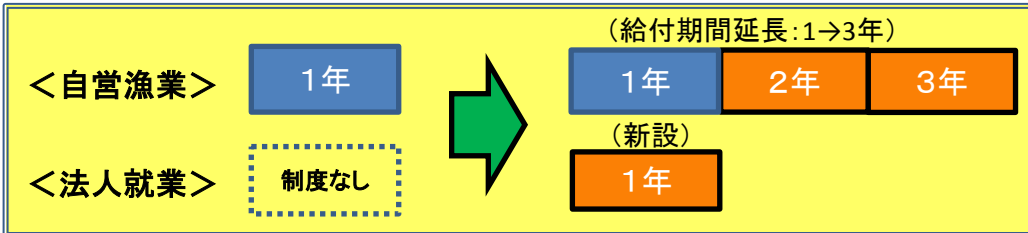
提
案
・
要
望

新規漁業就業者対策の拡充・強化

- 「新規漁業就業者総合支援事業」の拡充・強化
 - ・ 研修修了後、収入が不安定な期間における経営安定化対策（青年就農給付金と同様の支援制度）を創設
 - ・ 雇成型漁業の乗組員に対する研修期間の延長（1年→3年）
 - ・ 漁家子弟に対する研修に係る制限の撤廃（指導者が3親等以内であっても支援対象とする）
- 新規漁業就業者の初期投資負担の軽減を図るため、漁船・漁具等の取得に対する支援制度創設
- 漁村地域に移住する者のための住宅確保対策の強化
 - ・ 空き家等の利活用を促進するため、改修等に対する支援制度の創設について、他省庁への働きかけ

現状

- 全国に先駆けて、平成10年から新規漁業就業者の募集、研修及び就業まで一貫した支援体制を整備
- 平成27年度に「農林水産業の担い手支援日本一の実現」を掲げ、県独自の就業後の給付金制度をさらに拡充



- 年間65人(H29年度)の新規漁業就業者の確保を目標に設定
- <国の動き>
 - 毎年度2,000人の新規漁業就業者の確保を政策目標に掲げ、「新規漁業就業者総合支援事業」を継続実施(H27当初562百万円)
 - 平成25年度から長期漁業研修期間を最長3年(従来1年)とするなど、一部を拡充するも、独立後の支援制度なし

課題・問題点

- 収入が不安定な経営開始後の国の支援制度なし
 - 独立後の経営安定化対策(給付金)が必要
- 乗組員の研修期間が1年間と短く、雇用後の離職が多い
 - 雇成型漁業における研修期間延長(1→3年)が必要
- 漁家子弟は支援が限定的(3親等以内の指導者対象外)
 - 漁家子弟に対しても、一般の者と同様な支援が必要
- 漁業就業には漁船・漁具等に多額の初期投資が必要
 - 漁業就業に当たっての負担軽減対策が重要
- 漁村地域には移住者が居住する住宅が不足
 - 空き家の利活用を促進するため、改修等に対する支援制度が必要

新規漁業就業者対策の拡充・強化

山口県では全国に先駆け、募集から定着までの一貫した支援体制を整備

◆国の事業を活用しつつ、漁協、市町と連携して、基礎から実践までの段階的な研修や就業後の定着支援など、一貫した支援体制を整備

<現 状>

※下線・斜体は県単独事業の取組

募 集

体 験

研 修

就 業・定 着

- 相談窓口の設置運営
- 漁業就業支援フェア開催
- コーディネーターによる巡回相談



- 水産高校生を対象とした体験漁業の実施
- 漁業就業体験(短期研修)の実施



- 長期漁業技術研修の実施
- ※国事業で対象外の者は県事業で対応



- 経営自立化支援金の支給(3年間)
- 漁船・漁具等のリース、空き家改修に対する補助
- 乗組員を雇用した漁業会社等への研修費支給(1年間)



<課 題>

- 漁業就業者の減少・高齢化に伴う漁村活力・漁業生産力の低下
- 国事業は、募集～研修までで、漁業就業後の立ち上がり支援(自立化支援)・初期投資の軽減対策が不十分
- 漁村地域に移住する者の住居不足・空き家の有効利用促進

<要望・提案事項>

- 漁業就業後の経営立ち上がり支援(給付金)制度の創設
- ⇒研修期間、研修条件等の拡充・緩和
- 初期投資負担軽減のための支援制度の創設
- 漁村地域に移住する者のため、空き家の改修費等の助成制度の創設

元気な農林水産業の育成について

(3) 林業の成長産業化へ向けた挑戦への支援

《林野庁》

提案・要望

1 成長産業化のイノベーションモデル“スマート林業”の推進

- 林業成長産業化に先駆的に取り組むモデル地域の設定
- クラウドシステム等ICTを活用した“スマート林業”の開発・実証

2 未利用地域資源“竹”の活用の推進

- 竹をスギ・ヒノキ等と並ぶ重要な未利用地域資源として位置づけ
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FTT)での利用促進

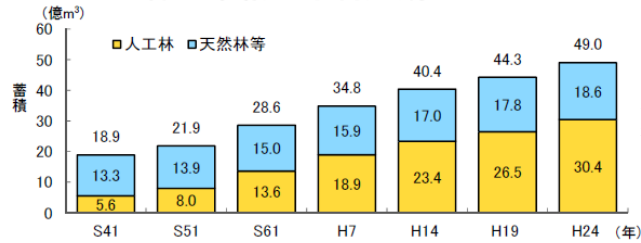
3 森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化と地域の創意工夫を活かす運用

4 森林整備法人の経営対策の推進

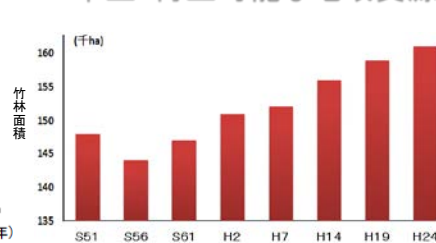
- 長伐期化に対応した金融支援制度の創設・拡充

現状

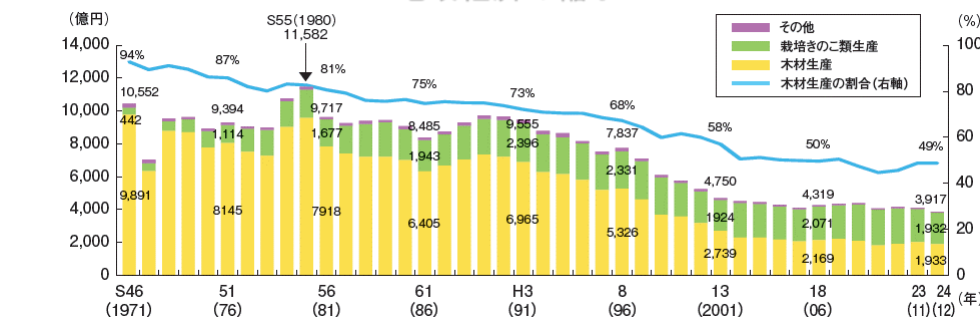
■ 充実する我が国の森林資源
⇒人工林は本格的な利用期へ



■ 西日本で繁茂・拡大する竹林
⇒早生・再生可能な地域資源



■ 減少する林業産出額 ⇒地域経済の縮小



課題・問題点

・「人口減少と地域経済縮小の克服」には、地域資源である豊かな森林資源を活かす林業の成長産業化を実現することにより、新規・安定雇用と地域キャッシュフローを創出することが必要

- ◇ 成長産業化イノベーションモデルの実証プロジェクトの実施
- ◇ 未利用地域資源である竹材の利用
- ◇ 地域の実情に応じた森林整備・木材生産基盤の整備

課題・問題点 【森林整備法人】

・分収造林事業は、本格的な伐採収入が得られるまでの間、日本政策金融公庫及び県からの借入金に依存せざるを得ず、借入金の累増、伐期到来以前の借入金の償還に加え、木材価格・需給の変動が経営に大きく影響

- ◇ 無利子資金「森林整備活性化資金」の創設等はあるが、長伐期化に対応した抜本的な支援策は未整備

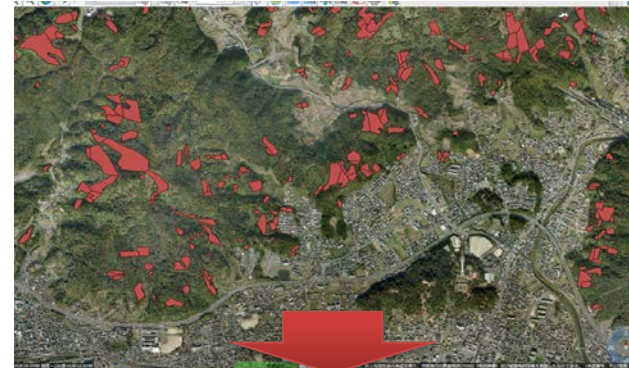
林業・木材産業クラウドシステム

- ・森林資源ビッグデータ・GISシステム
- ・施業集約化/生産効率化システム
- ・原木SCM/WM(需給/在庫管理)システム



(資料)住友林業, アジア航測, esriジャパン, RIEGL Laser Measurement Systems, J-FIC

■ 繁茂・拡大する竹林



■ 低コスト収集・運搬システムの開発・構築



■ FIT木質バイオマス発電での利用促進



(資料) LAMBION Energy Solutions

元気な農林水産業の育成について

(4) 力強い農業を支える農業生産基盤の整備促進

《農林水産省》

提案・要望

農業生産基盤の整備を加速化するための予算の確保

- 農業生産基盤の整備促進
 - ・ 担い手への農地の集積・集約化に向けた区画整理、水田高機能化、管理省力化、農地の洪水調整機能を向上させる整備の促進
- 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区)の整備促進
 - ・ 県内のモデル地区としての整備促進

現状

- 大規模で効率的な経営が可能な集落営農法人の確保・育成を推進し、平成26年度末で224法人を設立
- 力強い農業の実現に向けては、水田をフル活用し、麦、大豆等の畑作物の生産拡大を推進
- 農業競争力の強化を図るため、農地の集積・集約化や集落営農法人の育成が必要であり、基礎的条件である基盤整備を推進

	H26(現状)	H29(目標)	増加数
集落営農法人	(13法人) 224法人	320法人	96法人
区画整理	(68ha) 22,824ha	23,300ha	476ha
水田高機能化	(38ha) 1,215ha	2,300ha	1,085ha

※:目標の計画は「やまぐち農林水産業活力創出行動計画」を示す

※:()は国営南周防地区の事業量を内数で示す

課題・問題点

- 農業生産基盤の整備促進
 - ・大型機械の導入による農作業の効率化
 - ・農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化
 - ・安定した農業経営の複合化
- 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区)の整備促進
 - ・モデル地区として整備を促進することにより、県内全域の生産基盤の整備を加速化



- ◇ 区画整理や水田高機能化、管理省力化、農地の洪水調整機能を向上させる整備を加速化するための予算の確保

力強い農業を支える農業生産基盤の整備促進

農業生産基盤の整備

区画整理

事業実施前

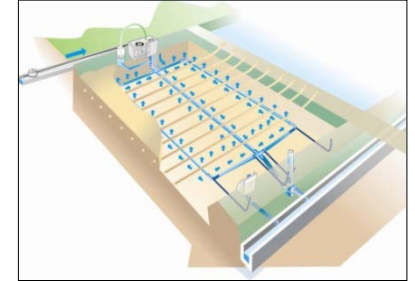


事業実施後



国営(南周防地区)

水田高機能化



◇ 農地中間管理機構を活用した
農地の集積・集約化

◇ 集落営農法人の育成

整備後のイメージ



導入作物



農業競争力の強化

元気な農林水産業の育成について

(5) 水産業の活性化に向けた支援

地域重要漁業
構造改革対策

《農林水産省／水産庁》

提
案
・
要
望

地域重要漁業の構造改革対策の創設(構造改革総合対策事業の拡充)

- 地域経済に重要な役割を果たす基幹漁業全体の総合的な改革制度の創設
 - ・ モデルとなる改革型漁船等1隻による収益性改善、回復の実証のほか、地域経済に重要な役割を果たす基幹漁業全体で収益性改善を実証する新たな仕組みの創設
 - ・ 改革計画について、水産物輸出や6次産業化、高度衛生管理(対EU輸出基準適応漁船)などの観点を積極的に採用
- 地域の基幹漁業の構造改革を計画的・継続的に推進するための財政支援の継続と十分な予算の確保

現 状

- ・ 下関漁港を根拠地に操業する沖合底びき網漁業(改革型漁船)のほか、山口県漁協はぎ統括支店の小型いかつり漁業(マイルド型)、小型定置網漁業(改革型漁船)、ばいかご漁業(改革型漁船)で構造改革総合対策事業を活用し、それぞれ収益性の改善・回復の実証を展開

	H23	H24	H25	H26	H27
沖合底びき網	認定	←————→			
小型いかつり		認定	←————→		
小型定置網			認定	←————→	
ばいかご				認定	←

(矢印は、もうかる漁業創設支援事業による実証期間)

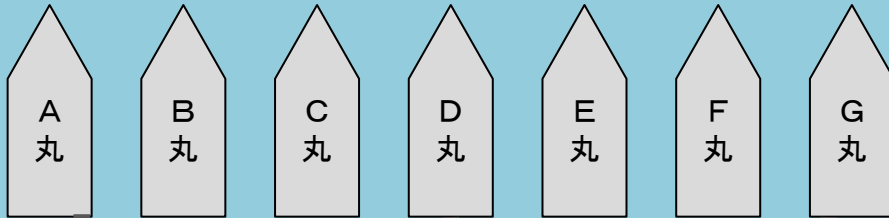
課題・問題点

- ・ 特に沖合底びき網漁業について、省エネ・省力型の改革型漁船「第三やまぐち丸・第五やまぐち丸」による収益性改善の実証は成果を得つつあるものの、追隨して自力で新船建造を行うだけの経営環境にない
- ・ その一方で沖合底びき網漁船の老朽化は確実に進み、新船建造や大規模改修等の対策が待ったなしの状況
- ・ さらに、根拠地である下関漁港地方卸売市場は高度衛生管理型市場へと機能強化が進む中、水揚げの大部分を占める沖合底びき網全体の構造改革が不可欠

→ 地域重要漁業の構造改革対策が急務

地域重要漁業の構造改革対策イメージ

地域経済に重要な役割を果たす基幹漁業



- 地元市場の水揚げの太宗を占める
- 漁具・船具のほか、水産加工業や、製氷・冷凍冷蔵、魚函、船食、燃油小売業など、幅広い地域産業へ裾野が広がる
- 乗組員雇用など、地域就労の場としても寄与
☆一方で、船齢経過に伴う経費増大や突然の廃業が懸念

このままでは、地域経済に多大な影響

重要な基幹漁業について地域**全体**の改革計画策定

拡充改革計画

生産・経営

流通販売

改革型漁船として収益性改善を実証継続

新たな改革型漁船として新船建造

大規模改修を施しマイルド型で実証

地域重要漁業の構造改革(5ヶ年計画)

◆ 市場の高度衛生管理に対応した対EU輸出基準適応漁船

◆ 市場・流通関係者と連携した輸出促進・6次産業化

改革計画の実証に必要な経費を国が支援
(現行の支援スキームの拡充)

+

地域経済の維持・発展のため都道府県・市町村による支援

元気な農林水産業の育成について

(5) 水産業の活性化に向けた支援

水産多面的
機能発揮対策

《水産庁》

提
案
・
要
望

「水産多面的機能発揮対策」の継続実施について

- 水産生物の産卵、幼稚仔保育に重要な役割を持つ藻場・干潟の保全活動や、内水面生態系の維持のための活動等、水産業・漁村が持つ多面的機能を今後も継続して発揮していくために必要な支援体制の継続
- 地方公共団体の財政事情により事業実施の可否が左右されることがないよう、国による定額支援体制の堅持

現 状

- ・ 平成25年度の事業創設以来、本県では本対策事業を積極的に活用し、藻場・干潟の保全や内水面生態系の維持、水域の監視等の活動を展開
- ・ 特に、平成25年度の夏期高水温による藻場の大量枯死に対応するため、活動グループの組織化と活動促進を図り、藻場の再生を推進

年度	H25	H26	H27
組織数	60→68	73	66
主たる活動項目	藻場保全(23件)、漂流漂着物処理(15件)、干潟保全(11件)、水域監視(8件)、内水面生態系保全(6件)等 (※件数はH27取組計画)		

課題・問題点

- ◆ 大量枯死した本県日本海における藻場の早期再生や、瀬戸内海側を中心とした干潟域の再生
 - ◆ 近年の豪雨被害に見舞われた内水面(河川)における生態系保全
 - ◆ 水域監視活動による赤潮の早期発見や、環境保全意識の醸成
- ▼
- 水産資源の維持・増大や環境保全、国土保全、さらには地域コミュニティ活動の活性化の観点から重要な活動
- ▼
- ・ 現行制度が廃止されると、こうした取組の停滞を招くことが懸念され、国民生活に多大な影響

→ 現行制度の継続(支援対象活動、定額支援体制)が必要

水産業・漁村の多面的機能発揮対策の現状等

日本海側の重要課題
高水温で枯死した藻場の
早期回復



海面

藻場・干潟保全、漂着漂流物処理、水域監視、種苗放流等
延べ68件(日本海・瀬戸内海全域)



内水面の重要課題
生態系の保全

河川

内水面生態系保全、ヨシ帯の保全等
延べ12件(7河川)

瀬戸内海海側の重要課題
藻場・干潟の保全、水域監視



元気な農林水産業の育成について

(5) 水産業の活性化に向けた支援

〔下関漁港の機能強化〕

《水産庁》

提案・要望

下関漁港における機能強化事業の推進

下関漁港における、荷捌き所(市場)の高度衛生管理対策や関連施設整備、岸壁の耐震化の整備及び水産業振興拠点(漁港ビル)など漁港の機能強化に関する事業の推進

現状

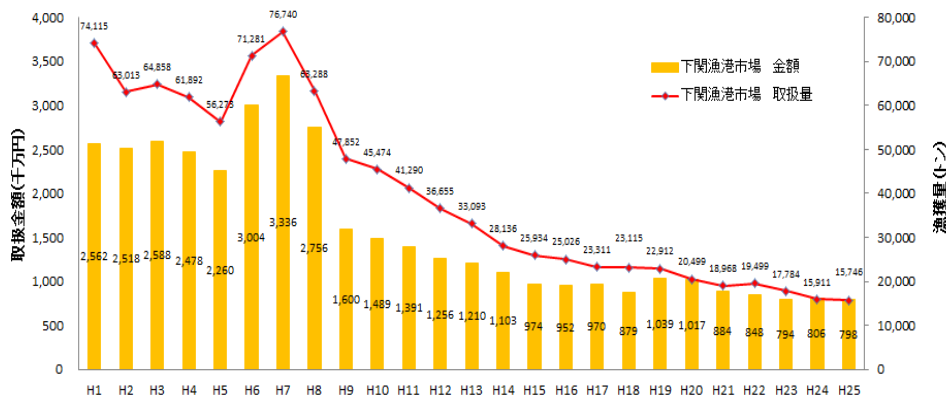
- 下関漁港における水産物取扱量の減少
 - ・ 荷捌き所の高度衛生管理対策と耐震化が不十分
→H25事業化
 - ・ 周辺水産業関連施設の集約・連携と耐震化が不十分
→H27事業化

課題・問題点

- 下関漁港における高度衛生管理対策と水産業振興拠点の整備の推進
 - ・ 平成25年度より着手した特定漁港漁場整備事業の推進が必要
 - ・ 現下関漁港ビルや県漁協ビル等の機能を集約する施設と周辺漁港施設の整備の推進が必要

振興・研修・防災機能を併せ持つ「水産業振興拠点」の整備を含めた機能強化(特定漁港漁場整備)事業を実施

下関漁港市場年間取扱金額及び取扱量の推移



荷捌き所利用状況



元気な農林水産業の育成について

(6) 実効性のある鳥獣被害防止対策への支援 《農林水産省／林野庁／環境省》

提案・要望

1 地域の実情に応じた弾力的な鳥獣被害防止対策の実施

- 「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算拡充と要件緩和

2 サルの捕獲強化のための環境整備

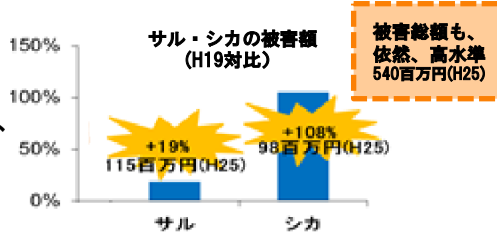
- 大型捕獲檻等の活用など効率的な捕獲及び止めさし方法の確立
- 指定管理鳥獣への早期指定

3 個体数の早期削減に向けた研究・技術開発の強化

- 大量捕獲技術(獣種別)の早期実用化
- 革新的な捕獲システムや追払いシステムの開発

現状

・農林業被害総額は平成19年以降平成22年度をピークに減少したが、サル、シカは増加 ※総額も依然高水準(5億円超)



・被害の深刻化に対応し、関係部署が連携した総合的な鳥獣被害防止対策を推進

・狩猟免許取得者の高齢化や減少が進む中、狩猟免許取得経費支援、射撃練習経費助成など県独自に捕獲の担い手の確保対策を実施

・交付金を活用した鳥獣侵入防護柵整備や地域ぐるみの被害防止活動を支援するとともに、被害の広域化に対応し、市町境を越えたシカの広域一斉捕獲など、県と市町が一体となった広域対策を推進

◇交付金で年間、約250kmの鳥獣侵入防護柵を整備(H24～H26)

・県試験研究機関において、シカの大量捕獲技術研究やサル接近警報システムの実証等、市町等と連携した捕獲・防護対策を研究

課題・問題点

・今後、年間約400kmの鳥獣侵入防護柵整備が計画されているものの、交付金の配分額が大幅な減額となっている

◇平成27年度 整備交付金の配分は要望額の約6割

・鳥獣侵入防護柵について、倒木や獣の衝突による破損など、年月が経つにつれて修繕等の維持管理に対する負担が大きい



・人手不足や高齢化により十分な取組が進まない集落において、取組可能な制度となっていない

(例) 自力施工が可能な場合のみ、定額助成(防護柵の資材費のみ)

・被害の拡大しているサルの効果的な捕獲方法として大型捕獲檻の活用が進められているが、捕獲から止めさしまでの手順の統一的な取決めがされていない



・サルは指定管理鳥獣に指定されていないため、管理捕獲の実効性が十分確保できない

・個体数削減に有効な大量捕獲技術が確立していない

鳥獣被害の深刻化

野生鳥獣の生息域の拡大

狩猟者の高齢化・減少による担い手の減少

耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下



被害額の増加・高止まり

8億円を超える農林業被害(平成22年度)



関係者による総合的な鳥獣被害防止対策

県鳥獣被害防止対策協議会

各広域協議会

市町協議会



- ▶ 捕獲及び防護対策(地域対策、広域対策、試験研究)
- ▶ 捕獲の担い手対策(担い手確保、狩猟捕獲の推進)
- ▶ 野生動物の生息環境改善
- ▶ クマ対策、特定外来生物対策、カワウ対策

被害額は依然として高水準(H25:540百万円)、サル被害も拡大

実効性のある鳥獣被害防止対策が急務

地域の実状に応じた対策、捕獲強化のための環境整備、
個体数の早期削減に向けた技術開発



農林業被害の減少、営農意欲の減退防止、地域活力の維持

元気な農林水産業の育成について

(7) 獣医師の確保対策の充実

《農林水産省》

提案・要望

1 大学教育の充実による獣医師の育成強化

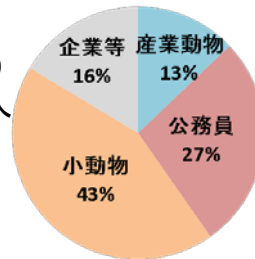
- 家畜衛生及び公衆衛生に関するカリキュラムの充実
- パブリックサービスに対応したコアカリキュラム導入による人材育成

2 獣医師の計画的養成

- 自治体への就業を前提とした養成講座の設置
- 入学定員の地域枠設定

現状

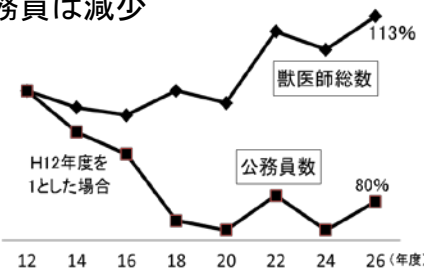
- 全国の獣医療に従事する獣医師の就業分野(H24)
 - ・小動物14,640人、公務員9,237人、産業動物4,366人
 - 企業等5,541人



- 山口県の就業獣医師(H12～26)

・獣医師総数は増加しているが、公務員は減少

区分	H12	H26
小動物	98	152
公務員	175	140
産業動物	42	39
企業等	50	83
獣医師総数	365	414



- 山口県の獣医師確保対策

- ・採用試験方法を、H23から選考試験へ変更
- ・採用年齢をH23に31歳、H24から59歳に引き上げ
- ・初任給調整手当をH24から支給
- ・獣医学生修学資金をH5から貸付
 - ※資金貸付者の7割が県内に就業

課題・問題点

- 自治体における獣医師の絶対数の不足は全国的な課題
- 重大な家畜伝染病発生時の防疫対応や、人畜共通感染症等の公衆衛生監視に支障



志望者の低迷要因として、

- 自治体における業務の内容、意義などの知識、理解醸成が不足

→ 獣医系大学で、家畜衛生及び公衆衛生に関する獣医学教育の充実やパブリックサービスに関する職業観の形成が必要

- 自治体への計画的な就業の取組が不十分

→ 獣医系大学で、自治体への就業を前提とした地域貢献講座の設置や地域獣医療に対応する入学定員の地域枠設定

自治体における獣医師数の絶対的な不足

高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病発生時の対応に支障が生じる

国による抜本的な確保対策が必要！

獣医師が不足する自治体に誘導する仕組みの構築が急務！

大学等における獣医師業務の理解不足への対応

大学教育の充実による獣医師の育成強化

- 獣医師業務に関する獣医学教育の充実
 - ・ 家畜衛生及び公衆衛生に関するカリキュラムの充実
 - ・ パブリックサービスに対応したコアカリキュラム導入による人材育成

獣医師の職業観の形成

獣医師の業務内容、知識理解不足への対応

獣医師の計画的養成

- 自治体への就業を前提とした養成講座の設置
 - ・ 地域貢献講座の設置
- 入学定員の地域枠設定
 - ・ 地域獣医療を提供する獣医師の確保

自治体への就業誘導の取組

自治体における獣医師の確保

地域獣医療体制の整備

元気な農林水産業の育成について

(8) フグの消費拡大対策の推進

《厚生労働省／水産庁》

要望・提案

1 フグ処理に関する全国統一免許制度の創設

- 全国各地において消費者が安心してフグを消費できるよう、フグ処理の技術の統一
- 全国統一免許制度の創設について、水産庁から厚生労働省への働きかけ

2 「和食」のユネスコ文化遺産登録を契機とした、安心・安全なフグの国内外への積極的な情報発信

- 国内における消費拡大及び海外への輸出促進に向けた、より一層の積極的なPRを実施

現状

○国の通知

フグの衛生確保について、人の健康を損なう恐れがないと認められるフグの種類及び部位を定めるとともに、フグの処理は有毒部位の確実な除去ができると都道府県知事が認める者及び施設に限って行うことを規定(昭和58年厚生省環境衛生局長通知)

○山口県の制度

県民のふぐ毒による食中毒の発生を防止するため、フグの処理を行うことができる者として、ふぐ処理師免許制度を規定(昭和56年3月ふぐの処理の規制に関する条例)

⇒ 3年以上の実務経験を受験資格とし、学科・実技試験を実施

★フグ処理師等の免許・資格は、全国統一ではなく各都道府県の実情に応じて条例等で規定され、免許制度がない道府県も多く存在

○近年、インターネットを介した販売など、フグの販売網や消費者の消費形態が多様化

課題・問題点

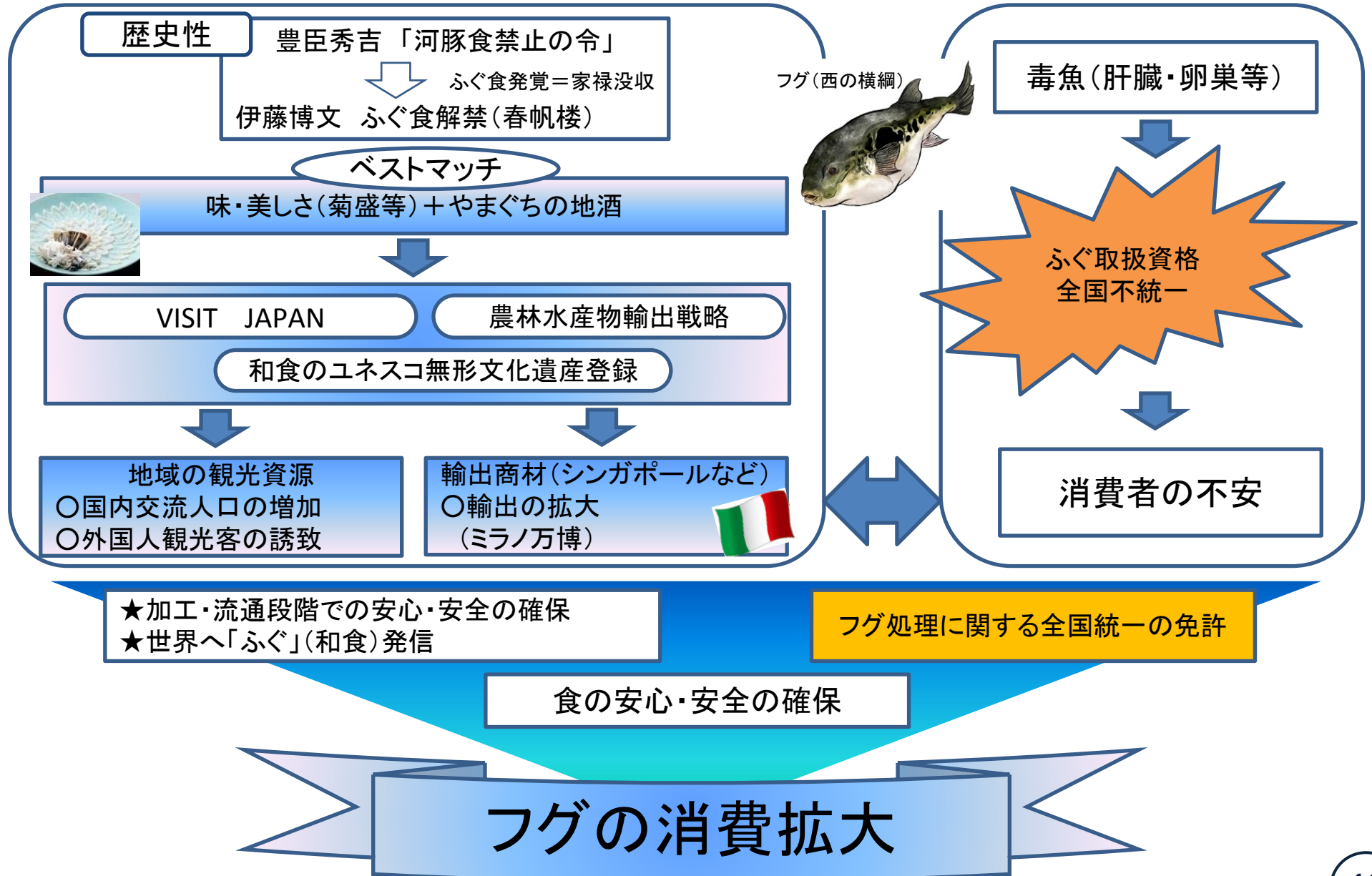
- フグの流通・消費形態が多様化する中、全国統一の免許制度がないことから、国内外に向けフグの安全性をアピールしにくい現状

・ 流通・消費拡大に支障

- フグ処理に関する全国統一免許制度の創設による全国的な安全性の確保
- 「和食」のユネスコ文化遺産登録を契機とした、安心・安全なフグの国内外への積極的な情報発信



フグの消費拡大に向けた取組の推進



地域のポテンシャルを活かした「やまぐち観光維新」の推進について

《観光庁》

提案・要望

1 観光地域づくり体制の強化に向けた支援の充実

- 県域レベルでの「DMO機能」の発揮に係る知見やノウハウの提供、人材育成等の関連事業の充実

2 地域資源を活かした広域観光周遊ルート形成の促進等

- 「明治日本の産業革命遺産」、「薩長土肥連合」、「瀬戸内ブランド」等の地方の取組の積極的活用

現状

◆観光庁宿泊旅行統計調査

(単位:万人、%)

区分	平成25年					平成26年(速報値)					
	宿泊者数	前年増減	前年比	全国順位	全国比率	宿泊者数	前年増減	前年比	全国順位	全国比率	
宿泊者数(延べ)	山口	438	9	102.0	33	0.94	450	12	102.8	32	0.95
	全国	46,589	2,640	106.0			47,232	643	101.4		
外国人宿泊者数(延べ)	山口	4.6	▲0.2	96.0	40	0.14	5.0	0.4	108.5	41	0.11
	全国	3,350	718	127.3			4,482	1,132	133.8		

- 観光客数は比較的順調に推移しているが延べ宿泊者数は全国低位
- 外国人宿泊者数は全国で大きく増加する中、山口県は伸び悩み

未来開拓「チャレンジプラン」に基づく取組(H26→H29)

観光推進基盤の構築

- 観光振興を図るための条例の制定
- 観光推進体制の強化

観光プロモーション力の強化

- 知事によるトップセールス*
- 訴求力の高いプロモーション
- メディア戦略

県民一心
魅力一新

国内外に誇れる観光地域づくり

- 山口にしかない観光資源の創出、磨き上げ
- 郷土への誇りを持った「おもてなし」
- 二次交通*アクセス等の充実

やまぐち観光維新

課題・問題点

今後の山口県観光振興の柱(課題)

- ・観光プロモーション力の強化
- ・国内外に誇れる観光地域づくり
- ・明治維新150年(平成30年)に向けた観光需要の拡大
※「明治維新胎動の地」としてのテーマ性の観光ブランド化等
- ・外国人観光客倍増進に向けた国際観光の推進
※戦略的な情報発信・誘客の強化

着実な取組に向けた方策[観光推進基盤の構築]

- ・全県を挙げた観光振興の共通理念を示す条例制定(H27)
- ・条例制定を契機とした観光推進体制の強化(H28)

→観光推進体制の強化にあたっては、様々な主体の合意形成を図るとともに、個性豊かな「地域資源」を組み合わせ、戦略的なマーケティングとプロモーション、destination・ブランディング、クオリティマネジメント等を行うDMO機能の導入が必要

県民一心・魅力一新
“やまぐち観光維新”

- ◆ 県民、観光関係事業者等、県を挙げて共感し、共有する「観光振興に係る条例」の制定（H27）
- ◆ 条例に基づく県域レベルでの観光推進体制の強化にあたってのDMO機能の発揮(H28)
 ⇒ 山口県が有する多彩な地域（観光・物産等）資源を活用した全県を挙げた観光地域づくり
 ⇒ マーケティング、プロモーション、観光・物産商品開発、クオリティマネジメント等の高度化
- ◆ 国の取組と一体となった、地域資源を活用した広域観光周遊ルート形成の促進等

広域観光周遊ルートの形成

広域周遊テーマ例
明治日本の産業革命遺産

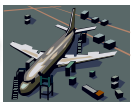
広域周遊テーマ例
明治維新「薩長土肥」

九州方面との接合
 関門地域～福岡・周南～大分

国内外に誇れる観光地域づくり
 （山口県の多彩なポテンシャル）



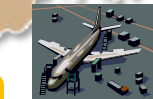
観光地域づくり体制の強化
 （DMO機能の発揮）



下関～釜山 (フェリ-)
 下関～青島 (フェリ-)



外航クルーズ船
 (下関ほか各港)



外国人観光客の受入
 (下関港・県内2空港ほか)



瀬戸内各県との連携
 (瀬戸内ブランド)

山陰方面との接合
 萩・山口～津和野～山陰

山陽方面との接合
 岩国～宮島～広島等

「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録について

《内閣官房／文化庁／観光庁》

1 世界文化遺産登録に向けた対応

- ユネスコ世界遺産委員会審議での確実な登録に向けた万全の準備

2 構成資産の管理保全、公開活用に係る技術的・財政的支援

- 構成資産を長期的に管理保全していくための補修・整備に対する支援
- 世界遺産としての価値を発信し、理解増進を図るための取組に対する支援

3 構成資産の観光活用に係る支援

- 訪日プロモーション、広域観光周遊ルート形成等における積極的活用

現状

山口県の取組

平成26年6月に設置した「山口県世界遺産登録推進実行委員会」を中心に、民間団体で構成される「産業遺産国民会議」や地元萩市、「世界遺産登録推進協議会」(8県11市の首長で構成)とも連携しながら事業(I～III)を実施することによって、平成27年度の世界文化遺産登録の実現をめざし、登録後も構成資産の世界遺産としての価値や魅力の更なる理解増進・情報発信を図る

- I インタープリテーション(理解増進・情報発信)に係る事業
- II 管理保全計画の策定に係る事業
- III 資産(文化財)の保全に係る事業

国等の動き

平成27年5月4日、国際記念物遺跡会議(イコモス)が「登録」を勧告
平成27年7月上旬、ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否が決定

課題・問題点

【構成資産の管理保全】

貴重な産業遺産である構成資産を長期的に管理保全していくための補修と整備に対する技術的支援、国庫補助金の優先的な確保

【構成資産の公開活用】

構成資産を公開し、世界遺産としての価値を効果的に発信し、理解増進を図るための取組に対する技術的支援、国庫補助金の確保

【関係機関等との連携の強化】

「世界遺産登録推進協議会」の構成自治体をはじめ国や民間団体で構成される「産業遺産国民会議」等との連携を強化

【観光面での活用】

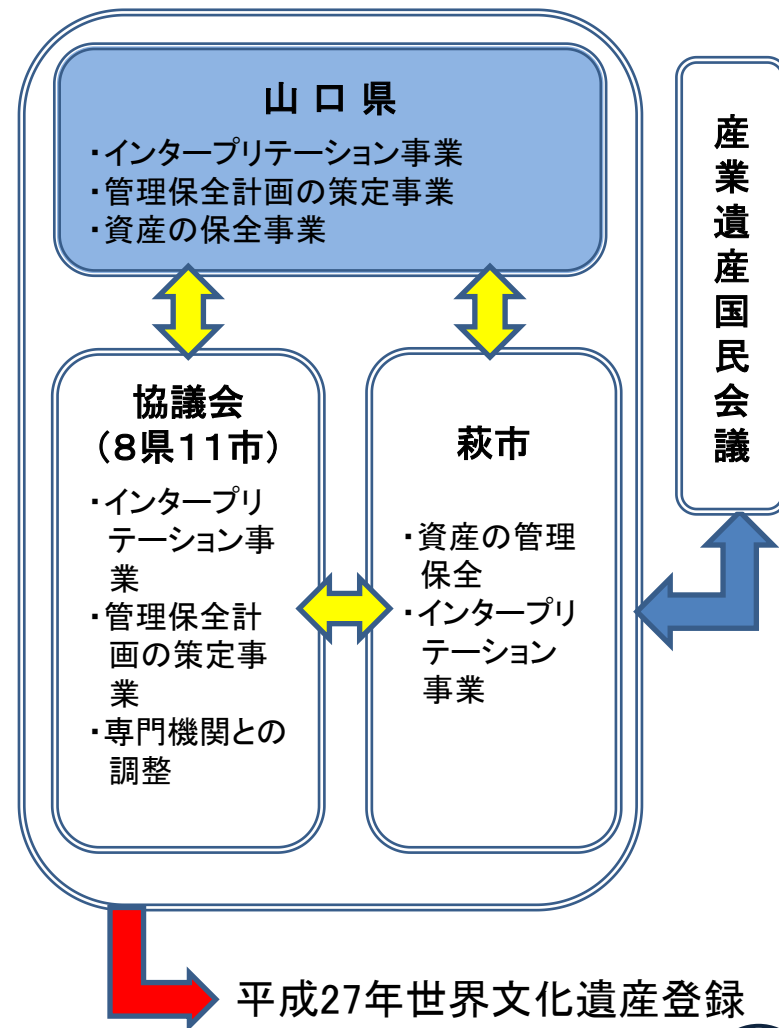
構成資産の認知度の向上、プロモーションの強化等

「明治日本の産業革命遺産」について

《萩エリア 構成資産》



《推進体制》



ジオパークを活用した地域活性化について

《内閣府》

提案・要望

1 日本ジオパークの認定に向けた支援

- 総合的な相談支援窓口の設置

2 日本ジオパーク認定後の財政支援の強化

- 世界ジオパーク認定に向け、ジオパークの保全や活用のための財政支援の強化

3 国内外への積極的な情報発信

- 更なる地域の活性化に資するよう、ジオパークの意義の周知や国内認定地域のPR

現状

- 日本及び世界ジオパーク認定は、世界的な自然や文化、歴史的資源の保全、継承のみならず、教育・研究や観光などを通じて地域活性化に大きく寄与

日本ジオパーク: 29地域、世界ジオパーク: 7地域、
構成市町村数: 134

- 本県では、美祢市が本年度の日本ジオパーク認定を申請中
萩市が来年度の認定を目指し、協議会を立ち上げ活動中

《Mine秋吉台ジオパーク構想》
～カルスト台地に息づく
地球と生命の歴史～

- ・平成23年9月 JGN準会員加盟
- ・平成27年4月 JGN正会員加盟
(認定)申請



《萩ジオパーク構想》
～火山に育まれた萩の大地で
地球の歴史3億年を学ぶ～

- ・平成26年9月 JGN準会員加盟
- ・平成28年度 JGN正会員加盟
(認定)を目指す



課題・問題点

- ジオパーク活動は、地元自治体を中心となって推進協議会を設立し、推進組織の立ち上げから認定申請に至るまでのノウハウが不足



- ジオパークは、認定後4年ごとに、ジオパークの利活用状況や地域活性化への貢献等が審査される仕組み
- OGN正会員加盟(世界ジオパーク認定)までの長い行程



地元自治体は厳しい財政状況の中、継続的な取り組みが必要

- 地元自治体や関係団体による情報発信の限界



効果的なPRを行い、地域の活性化につなげる必要がある

明治150年記念事業の実施について

《内閣官房》

提案・要望

明治150年を契機に、改めて、我が国の近代化の歩みを評価し、次代の更なる発展につなげていくための国を挙げた取組の実施

- 明治150年を記念する行事の国家プロジェクトとしての推進
- 明治日本の産業革命遺産と合わせ、我が国の近代化の歩み・文化等を総合的に国内外に向けて発信する拠点施設の整備
- 明治150年に向けた機運を醸成し、国民全体の盛り上げを図るための記念事業の実施

現状

- ・幕末から明治期の日本の近代化の歩みについては、明治日本の産業革命遺産(本県には5つの資産が所在)の世界遺産登録手続きが進むなど、その価値を世界が評価
- ・明治改元から満100年の昭和43年には、国が、明治100年記念事業として、「明治百年記念式典」をはじめ、様々な記念事業を実施
- ・山口県では、平成30年の明治150年に向け、気運醸成を図る取組を今年度から実施。

【明治100年記念行事・記念事業の概要(抜粋)】

行事・事業	実施時期	実施場所等
記念式典の開催	S43.10.23	東京・日本武道館
歴史民俗博物館の整備	S42～	千葉県佐倉市
公園の建設整備事業	S42.4～	山口市 ほか
国土緑化事業	S42.12～S43.12	全国
青年の船の運行	S43.1～	—
記念切手の発行	S43.1.19	全国

課題・問題点

- ・我が国の近代化の歩みが世界的に評価されようとしている一方で、明治100年(昭和43年)から46年が経過し、先人の事績に対する国民の畏敬の念が希薄化

→ 国が主体となって、明治150年記念事業を実施することが必要

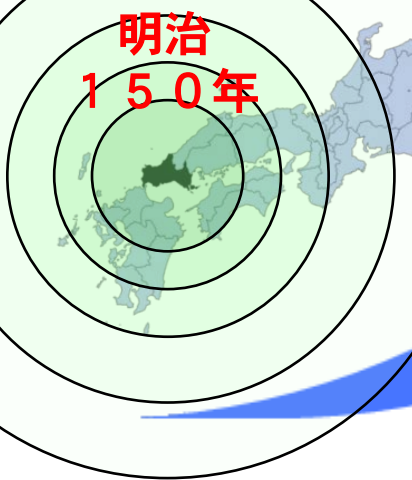
- ・非西洋地域において近代化の先駆けをなした日本の原点である「近代化産業遺産群」を国民共有の財産として保存してだけでなく、関連資料なども合わせて、総合的に情報発信することが重要

→ 明治日本の産業革命遺産と合わせ、我が国の近代化の歩み・文化等を総合的に国内外に向けて発信する拠点施設が必要

- ・本県をはじめ、一部の自治体で明治150年に向けた取組が始まっているものの、全国的な盛り上がりまでには至っていない。

→ 全国的な気運を醸成し、国民全体の盛り上げを図ることが必要

明治150年記念事業の実施



明治
150年

機
運
の
醸
成

イベント
の開催

記念事業計画の策定

国家プロジェクトとしての位置付け(国民会議(仮称)の設置)

明治150年

● 記念行事の開催

▼ 記念式典の開催

● 記念施設の整備

▼ 幕末・明治期の貴重な資料を集約し、我が国の近代の歩み・文化等を国内外に発信できる拠点施設の整備

● 記念事業の実施

(例)

- ▼ 関連イベントの開催
- ▼ 明治150年をテーマとした国際観光キャンペーンの実施(明治維新、近代化産業遺産群等)
- ▼ 記念貨幣・切手の発行
- ▼ 地方の取組への支援
 - ・ 明治150年を活用した観光振興
 - ・ 明治150年記念イベントの開催

明治一五〇年の歩みを継承し
日本の歴史文化を世界にアピール

2018
(平成30年)